

平成16年 2 月秋田市議会定例会提出予定案件		
	件 名	説 明
	「 予 算 案 」 31 件	
1	平成16年度秋田市一般会計予算の件	○資料別紙
2	平成16年度秋田市土地区画整理会計予算の件	○資料別紙
3	平成16年度秋田市市有林会計予算の件	○資料別紙
4	平成16年度秋田市市営墓地会計予算の件	○資料別紙
5	平成16年度秋田市中央卸売市場会計予算の件	○資料別紙
6	平成16年度秋田市農業集落排水会計予算の件	○資料別紙
7	平成16年度秋田市大森山動物園会計予算の件	○資料別紙
8	平成16年度秋田市廃棄物発電会計予算の件	○資料別紙
9	平成16年度秋田市国民健康保険事業会計予算の件	○資料別紙
10	平成16年度秋田市老人保健医療事業会計予算の件	○資料別紙
11	平成16年度秋田市母子寡婦福祉資金貸付事業会計予算の件	○資料別紙
12	平成16年度秋田市介護保険事業会計予算の件	○資料別紙
13	平成16年度秋田市病院事業会計予算	○資料別紙

	の件	
14	平成16年度秋田市水道事業会計予算 の件	○資料別紙
15	平成16年度秋田市交通事業会計予算 の件	○資料別紙
16	平成16年度秋田市下水道事業会計予 算の件	○資料別紙
17	平成15年度秋田市一般会計補正予算 (第5号)の件	○資料別紙
18	平成15年度秋田市土地区画整理会計 補正予算(第3号)の件	○資料別紙
19	平成15年度秋田市市有林会計補正予 算(第2号)の件	○資料別紙
20	平成15年度秋田市市営墓地会計補正 予算(第1号)の件	○資料別紙
21	平成15年度秋田市中央卸売市場会計 補正予算(第2号)の件	○資料別紙
22	平成15年度秋田市農業集落排水会計 補正予算(第3号)の件	○資料別紙
23	平成15年度秋田市大森山動物園会計 補正予算(第2号)の件	○資料別紙
24	平成15年度秋田市廃棄物発電会計補 正予算(第1号)の件	○資料別紙
25	平成15年度秋田市国民健康保険事業 会計補正予算(第2号)の件	○資料別紙
26	平成15年度秋田市老人保健医療事業 会計補正予算(第1号)の件	○資料別紙
27	平成15年度秋田市介護保険事業会計 補正予算(第2号)の件	○資料別紙
28	平成15年度秋田市病院事業会計補正	○資料別紙

	予算（第1号）の件	
29	平成15年度秋田市水道事業会計補正予算（第1号）の件	○資料別紙
30	平成15年度秋田市交通事業会計補正予算（第1号）の件	○資料別紙
31	平成15年度秋田市下水道事業会計補正予算（第2号）の件	○資料別紙
	「 条 例 案 」 19 件	
32	秋田市コミュニティセンター設置条例の一部を改正する件	○改正理由 旭北地区コミュニティセンターの設置、指定管理者の指定の手続等を定めるため、改正しようとするもの ○改正要旨 1 旭北地区コミュニティセンターを大町四丁目4番15号に設置する。 2 コミュニティセンターの管理を指定管理者に行わせることができることとし、指定管理者が行う業務の範囲、指定の手続等を定める。 3 条例の題名を「秋田市コミュニティセンター条例」に改める。 ○施行期日 公布の日から。ただし、1については、平成16年4月1日から。指定管理者の指定の手続に関する経過措置を規定する。
33	秋田市職員給与条例等の一部を改正する件 国立大学法人法(平成15年法律第112号：平成15年7月16日公布、同年10月1日施行)※国立大学法人等の設立の期日は、平成16年4月1日 国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成15年法律第117号：平成15年7月16日公布、平成16年4月1日施行) 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号：平成15年7月16日公布、平成16年4月1日施行) 地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成15年法律第119号：平成15年7月16日公布、平成16年4月1日施行)	○改正理由 国立大学法人法（平成15年法律第112号）、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）等の施行に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの ○改正要旨 次の7件の条例について、所要の規定の整備を行う。 (1) 秋田市職員給与条例 (2) 秋田市公営企業職員の給与に関する条例 (3) 秋田市職員の退職手当に関する条例 (4) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例

		(5) 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 (6) 秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例 (7) 秋田市公益法人等への職員の派遣等に関する条例 ○施行期日 平成16年4月1日から
34	秋田市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する件	○改正理由 日当を支給しない場合を定めるため、改正しようとするもの ○改正要旨 県内の市町村への旅行で宿泊を伴わない場合は、日当を支給しないこととする。 ○施行期日 平成16年4月1日から。施行日以後に出発する旅行について適用する旨の経過措置を規定する。
35	秋田市市税条例の一部を改正する件 証券取引法等の一部を改正する法律（平成15年法律第54号：平成15年5月30日公布、平成16年4月1日施行）	○改正理由 証券取引法の一部改正（平成15年法律第54号）に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの ○改正要旨 証券取引法を引用している規定の整備を行う。 ○施行期日 平成16年4月1日から
36	秋田市手数料条例の一部を改正する件 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号：平成14年7月12日公布、平成15年1月11日施行）※一部の規定は、平成16年7月1日又は平成17年1月1日施行 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成15年政令第331号：平成15年7月25日公布、平成16年7月1日施行） 食品衛生法等の一部を改正する法律（平成15年法律第55号：平成15年5月30日公布、同年8月29日施行）※一部の規定は、平成16年2月27日施行	○改正理由 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）の施行に伴い解体業許可申請手数料等について定めるとともに、食品衛生法の一部改正（平成15年法律第55号）等に伴い規定を整備するため、改正しようとするもの ○改正要旨 1 使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく事務に関し、9件の手数料を新設する。 2 食品衛生法を引用している規定の整備を行う。 3 市民税および県民税に係る、所得証明書および課税証明書の所得・課税証明書への一本化に伴い、規定を整備する。 ○施行期日 平成16年7月1日から。ただし、1の一部については平成17年1月1日

37	秋田市児童館設置条例の一部を改正する件	から、2 および 3 については公布の日から ○改正理由 金足西児童館を設置するため、改正しようとするもの ○改正要旨 金足西児童館を金足大清水字大清水台 1 番地に設置する。 ○施行期日 平成16年 4 月 1 日から
38	秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する件	○改正理由 国民健康保険の被保険者に係る税額の適正化を図るため、改正しようとするもの ○改正要旨 1 所得割額の税率を「100分の8.8」から「100分の9.75」に引き上げる。 2 被保険者均等割額を「21,430円」から「25,260円」に引き上げる。 3 世帯別平等割額を「32,810円」から「34,140円」に引き上げる。 4 保険税の減額対象世帯に係る保険税から減ずる額を 1 から 3 までに応じて引き上げる。 ○施行期日 平成16年 4 月 1 日から。改正後の条例の規定は、平成16年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する旨の経過措置を規定する。
39	秋田市食品衛生法施行条例の一部を改正する件 食品衛生法等の一部を改正する法律（平成15年法律第55号：平成15年5月30日公布、同年8月29日施行）※一部の規定は、平成16年2月27日施行 公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律（平成15年法律第102号：平成15年7月2日公布、平成16年3月31日施行）※水道法の一部改正を含む。	○改正理由 食品衛生法の一部改正（平成15年法律第55号）等に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの ○改正要旨 1 食品衛生法を引用している規定の整備を行う。 2 営業許可証等の掲示義務を明記する。 ○施行期日 公布の日から
40	秋田市防災会議条例の一部を改正する件	○改正理由 委員の定数を改めるため、改正しようとするもの ○改正要旨 委員の定数を「50人以内」から「51人以内」に改める。 ○施行期日 公布の日から

41 秋田市自転車等駐車場条例の一部を改正する件

○改正理由

秋田駅東自転車等駐車場を設置し、その使用料等を定めるとともに、秋田駅西地下自転車駐車場の使用料の適正化を図るため、改正しようとするもの

○改正要旨

- 1 秋田駅東自転車等駐車場（以下「駅東駐車場」という。）を中通七丁目1番3号に設置する。
- 2 秋田駅西地下自転車駐車場（以下「駅西地下駐車場」という。）および駅東駐車場の入出場時間を「午前6時30分から午後10時30分まで」とする。（現在、駅西地下駐車場は、午後9時まで）
- 3 駅西地下駐車場および駅東駐車場の使用料を次のとおりとする。

区分				金額
自転車	定期使用	一般	1月	2,500円
			3月	6,700円
			12月	16,200円
		学生 ・ 生徒	1月	1,700円
			3月	4,100円
			12月	10,800円
	一時使用	1台24時間につき		100円
原付等	定期使用	1月		2,500円
		3月		6,700円
		12月		16,200円
	一時使用	1台24時間につき		100円

- 4 秋田駅南自転車等駐車場を廃止する。
- 5 平成16年5月16日から同年7月15日までの間、駅西地下駐車場の定期使用を中止する。
- 6 駅西地下駐車場および駅東駐車場における平成16年7月16日以降の定期使用の許可等を同月1日から行うこととする。

○施行期日 平成16年7月16日から。ただし、4については、同年10月1日から。使用料の適用等に関し、所要の経過措置等を規定する。

42 秋田中高年齢労働者福祉センター条例の一部を改正する件

○改正理由

利用料金制度を廃止するとともに、規定

		を整備するため、改正しようとするもの		
		○改正要旨 1 利用料金制度を廃止する。 2 職業講習、職業相談等の事業を廃止する。 3 条例の題名を「秋田市中高年齢労働者福祉センター条例」に改める。 ○施行期日 平成16年4月1日から。この条例の施行日前に同日以後の使用に係る利用料金を納付している者は、改正後の条例に基づく使用料を納付している者とみなす旨の経過措置を規定する。		
43	秋田勤労者体育センター条例の一部を改正する件	○改正理由 勤労者体育センターの使用者および使用料を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの ○改正要旨 1 雇用保険の被保険者等の優先使用を廃止する。 2 使用料における雇用保険の被保険者等とその他の者の区分を廃止する。 3 条例の題名を「秋田市勤労者体育センター条例」に改める。 ○施行期日 平成16年4月1日から		
44	秋田市勤労者総合福祉センター条例を設定する件	○設定理由 勤労者総合福祉センター（以下「秋田テルサ」という。）を設置し、その使用料、指定管理者の指定の手続等を定めるため、設定しようとするもの ○要旨 1 秋田テルサを御所野地藏田三丁目1番1号に設置する。 2 秋田テルサを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならないこととする。 3 秋田テルサの使用料は、午前（午前9時から午後0時30分まで）、午後（午後1時から午後4時30分まで）および夜間（午後5時30分から午後9時まで）の区分毎に次のとおりとする。		
		<table><tr><td>施設</td><td>金額</td></tr></table>	施設	金額
施設	金額			

45 秋田市民交流プラザ条例を設定する件

多目的ホール	26,250円	
第1リハーサル室	2,100円	
第2リハーサル室	2,100円	
第1会議室	6,300円	
第2会議室	6,300円	
和室文化教室	4,200円	
茶室	4,200円	
文化教室	2,100円	
和室サークル室第1	2,100円	
和室サークル室第2	2,100円	
サークル室	2,100円	
防音サークル室	2,100円	
第1研修室	2,100円	
第2研修室	2,100円	
視聴覚室	6,300円	
パソコン実習室	6,300円	
調理実習室	6,300円	
美術工芸室	6,300円	
体育館	全面専用	8,400円
	半面専用	4,200円
エクササイズルーム（専用）		2,100円
体育館等（個人）		630円

4 秋田テルサの管理は、指定管理者に行わせることとし、指定管理者が行う業務の範囲、指定管理者の指定の手続等を定める。

○施行期日 平成16年4月1日から。施行日前に同日以後の秋田テルサの使用に係る財団法人秋田市勤労者福祉振興協会によりなされた使用の許可等に相当する行為は、この条例による許可等とみなす旨の経過措置および指定管理者の指定の手続に関する経過措置を規定する。

○設定理由

市民交流プラザ（以下「プラザ」という。）の設置、使用料等について定めるため、設定しようとするもの

○要旨

1 プラザを中通七丁目1番3号に設置する。

2 プラザに次の施設を置く。

- (1) きらめき広場
- (2) 音楽交流室
- (3) 多目的ホール

- (4) 市民活動センター
- (5) 自然科学学習館
- (6) 子ども未来センター
- (7) 市民サービスセンター

3 プラザで行う事業は、次のとおりとする。

- (1) プラザの施設の使用に関すること。
- (2) プラザを使用した市民活動の育成および支援
- (3) プラザを使用する者に対する市民活動等に関する情報の提供
- (4) 講座等の企画および運営
- (5) 自然科学学習館の使用を通じた科学知識の普及等
- (6) 子育て、家庭等に関する相談
- (7) 子ども未来センターを使用する者の子育ての支援
- (8) 住民票の写し、戸籍謄本等の交付等の窓口業務
- (9) その他プラザの設置目的を達成するために必要と認める事業

4 きらめき広場を専用して使用しようとする者ならびに音楽交流室、多目的ホールおよび市民活動センター（洋室等）を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならないこととする。

5 きらめき広場、多目的ホールおよび市民活動センターの使用料は、午前（午前9時から午後0時30分まで）、午後（午後1時30分から午後5時まで）および夜間（午後6時から午後9時30分まで）の区分毎に次のとおりとする。

施設	区分	金額
きらめき広場	全面	21,000円
	1区画	1,750円
多目的ホール	全面	28,700円
	A区画	16,100円
	B区画	12,600円
市民活動センター	洋室A	2,450円
	洋室B	3,850円
	洋室C	全面 8,400円
		片面 4,200円
	和室	4,550円
	和室－1	2,100円
	和室－2	2,450円

46 秋田市農業集落排水施設条例の一部を改正する件

	調理室	3,500円
--	-----	--------

6 音楽交流室の使用料は、次のとおりとする。

区分	単位	金額
A	1時間につき	1,400円
B		1,000円
C		1,000円
D		2,100円

○施行期日 平成16年7月16日から。ただし、使用の許可に関する規定は、同年6月1日から

○改正理由

農業集落排水使用料の適正化を図るため従量制に移行するとともに、農業集落排水施設を新設するため、改正しようとするもの

○改正要旨

1 使用料は、従量制とし、次のとおりとする。

(1) 水道水を使用した場合(1月につき)

区分	汚水量	金額
基本使用料	10立方メートルまで	1,020円
従量使用料(1立方メートルにつき)	10立方メートル超	181円
	30立方メートルまで	
	30立方メートル超	226円
	50立方メートルまで	
	50立方メートル超	249円
	100立方メートルまで	
	100立方メートル超	305円
	500立方メートルまで	
	500立方メートル超	352円
	1,000立方メートルまで	
	1,000立方メートル超	427円

(2) 水道水以外の水を使用した場合(1月につき)

区分	汚水量	金額
基本使用料	10立方メートルまで	1,020円
従量使用料(1立方メートルにつき)	10立方メートル超	75円
	15立方メートルまで	
	15立方メートル超	142円
	100立方メートルまで	
	100立方メートル超	149円

		<table border="1"> <tr> <td></td><td>500立方メートルまで</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>500立方メートル超</td><td>160円</td></tr> </table>		500立方メートルまで			500立方メートル超	160円
	500立方メートルまで							
	500立方メートル超	160円						
47	秋田市中心小企業融資あっせん条例の一部を改正する件	2 水道水を使用した場合の使用料は、秋田市水道事業給水条例に規定する方法に基づいて算定することとする。 3 上北手東部農業集落排水施設を上北手猿田字寺村99番地2に設置する。 ○施行期日 平成16年7月1日から。ただし、3については、同年4月1日から。使用料の適用等に関し、所要の経過措置を規定する。 ○改正理由 損失補償を行わない場合を定めるため、改正しようとするもの ○改正要旨 秋田県信用保証協会が市以外の者から補償を受けることができるときは、損失補償しないことができることとする。 ○施行期日 平成16年4月1日から。改正後の条例の規定は、施行日以後に行われる融資について適用する旨の経過措置を規定する。						
48	秋田市商工業振興条例の一部を改正する件	○改正理由 奨励措置の適用対象者の拡大を図るとともに、操業促進助成金を新設するため、改正しようとするもの ○改正要旨 1 奨励措置の適用対象者の拡大 (1) 本市において同一業種の事業を1年以上行っている者が行う工場等、情報通信関連事業所および研究施設の新設等について、当該新設等に係る業種の要件を廃止する。 (2) 本市において同一業種の事業を1年以上行っている者が行う工場等の新設等について、常時使用する従業員の数が4人以下であっても、投下固定資産総額5億円を超える場合は、奨励措置の対象とする。 (3) 本市において同一業種の事業を1年以上行っている者が行う情報通信関連事業所の新設等について、常時使用する従業員の数の増加に応じて、投下固						

		定資産総額に係る要件を緩和する。 2 奨励措置について (1) 固定資産税の課税免除の措置を廃止する。 (2) 工場等新增設促進助成金を廃止し、操業促進助成金を新設する。 ○施行期日 平成16年4月1日から。改正後の条例の規定は、施行日以後に操業を開始する事業者について適用する旨の経過措置を規定する。																
49	秋田市都市公園条例の一部を改正する件	○改正理由 八橋運動公園の多目的グラウンド等の使用料を定めるとともに、軟式野球場等の廃止に伴い規定を整備するため、改正しようとするもの ○改正要旨 1 多目的グラウンドを新設し、その使用料は、次のとおりとする。 <table><tr><th colspan="2">区分</th><th>単位</th><th>金額</th></tr><tr><td rowspan="3">貸切</td><td>一般</td><td rowspan="3">1時間につき</td><td>420円</td></tr><tr><td>高校生</td><td>315円</td></tr><tr><td>中学生以下</td><td>210円</td></tr><tr><td colspan="2">使用</td><td></td><td></td></tr></table> 2 球技場のメインスタンド内に役員記録室および会議研修室を新設し、その使用料は、1室1時間につき、105円とする。 3 砂入り人工芝のテニスコート(2面分)に夜間照明設備を新設し、当該夜間照明設備を使用する場合は、1面1時間につき260円を加算することとする。 4 軟式野球場およびウレタンのテニスコートを廃止する。 ○施行期日 平成16年4月1日から。ただし、1については同年5月14日から、2および4については同年7月1日から	区分		単位	金額	貸切	一般	1時間につき	420円	高校生	315円	中学生以下	210円	使用			
区分		単位	金額															
貸切	一般	1時間につき	420円															
	高校生		315円															
	中学生以下		210円															
使用																		
50	秋田市火災予防条例の一部を改正する件	○改正理由 全面的に喫煙を禁止した百貨店等における喫煙所の設置義務の廃止等について定めるため、改正しようとするもの ○改正要旨 1 喫煙所の設置を義務付けている劇場、百貨店等において、全面的に禁煙として、喫煙所を設けないことを選択できることとする。																

		2 劇場等の客席の基準について、近年の様々な形態に対応できるよう基準の特例を設ける。 ○施行期日 平成16年4月1日から
	「単行案」 6 件	
51	秋田勤労者総合福祉センターを買い入れる専決処分について承認を求める件	○秋田勤労者総合福祉センターを買い入れるため専決処分した件について、議会の承認を求めようとするもの ・専決年月日 平成16年2月17日 ・所 在 秋田市御所野地蔵田三丁目1番1号 ・面 積 7,580.13㎡ ・価 格 21,971,250円 ・購入の相手方 雇用・能力開発機構 神奈川県横浜市中区桜木町一丁目1番地8 理事長 澤 田 陽太郎
52	包括外部監査契約を締結する件	○平成16年度の包括外部監査契約を締結しようとするもの ・契約の目的 当該契約に基づく監査および監査の結果に関する報告 ・契約の始期 平成16年4月1日 ・契約の金額 15,540,000円を上限とする額 ・費用の支払方法 監査の結果に関する報告提出後に一括払い。ただし執務費用および実費は概算払いすることができる。 ・契約の相手 住所 千葉県松戸市高塚新田141番地の82 氏名 佐 藤 武 志 資格 会計検査院において会計検査に関する行政事務に10年以上従事 ※根拠法：地方自治法第252条の36第1項
53	市道路線を廃止する件	○起点、終点等が変更になった市道路線を整理するため、廃止しようとするもの ・廃止路線 5路線 延長757.00m
54	市道路線を認定する件	○宅地造成に伴い新設された道路等を市道路線として認定しようとするもの ・認定路線 17路線 延長2,028.00m ※認定後の市道総延長 約1,550km

55	秋田市コミュニティセンターの指定管理者を指定する件	○秋田市旭北地区コミュニティセンターの指定管理者を指定しようとするもの ・指定管理者の所在地 大町四丁目4番15号 ・名 称 旭北地区コミュニティセンター 管理運営委員会 会長 中谷久左衛門 ・指定の期間 平成16年4月1日～平成18年3月31日 ※根拠法:地方自治法第244条の2第6項
56	秋田市勤労者総合福祉センターの指定管理者を指定する件	○秋田市勤労者総合福祉センターの指定管理者を指定しようとするもの ・指定管理者の所在地 御所野地藏田三丁目1番1号 ・名 称 (財)秋田市勤労者福祉振興協会 理事長 小野地英紀 ・指定の期間 平成16年4月1日～平成26年3月31日 ※根拠法:地方自治法第244条の2第6項
「追加提案」 「人事案」 2 件		
57	秋田市教育委員会委員の任命について同意を求める件	○現教育委員会委員の平野? 氏の任期満了（平成16年3月31日）に伴い、その後任の任命について同意を求めるもの ・任期4年 根拠法:地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項
58	秋田市固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件	○現固定資産評価審査委員会委員の木村了氏の任期満了（平成16年3月29日）に伴い、その後任の選任について同意を求めるもの ・任期3年 根拠法:地方税法第423条第3項